

1. 趣旨

総合研究大学院大学（以下、「大学」という。）の学生が海外渡航を行う際に必要な手続きを定めるとともに、渡航の中止、延期、途中帰国等の判断（以下、「渡航の可否についての判断」という。）に関するガイドラインを定める。

2. 適用

本ガイドラインは、学生が大学の教育研究活動として実施する海外渡航※に適用する。ただし、4-1、5-1-2、5-3、6、7-2及び8については、すべての海外渡航に適用する。

3. 渡航の可否についての判断基準

大学本部は、原則として外務省危険情報、外務省感染症危険情報及び安全対策の目安を渡航の可否の判断基準とするが、特別の事由により海外渡航せざるを得ない場合に限り、3-1の判断基準及び3-2の情報を総合的に考慮して審査を行い、特例として渡航の可否についての判断を行う。

3-1. 基本的な判断基準

渡航の可否についての判断基準は、表1・表2を原則とする。危険情報と感染症危険情報の両方が発出されている場合は、より厳しいものをもって判断する。なお留学生在が国籍をもつ国・地域へ渡航する場合は、この基準によらず渡航又は滞在を認めることがある。

3-2. 渡航許可申請時の判断に用いる情報

大学本部は渡航の可否についての判断にあたっては、3-1の基準とする情報に加え、以下の情報についても参照する。

- (1) 海外渡航に関する日本国政府の方針
- (2) 派遣先研究機関等現地機関の担当者からの情報
- (3) 危機管理サービス会社から提供される海外における安全等に関する情報
- (4) 公的機関（JICA等）の動向
- (5) 海外渡航に利用するプログラムの内容、受入態勢等
- (6) 指導教員及びプログラム実施責任者等の意向
- (7) その他、渡航の可否についての判断に資する情報

4. 海外渡航に係る手続き

学生は、海外渡航をしようとするときは、3-1及び3-2の基準・情報を確認し、指導教員から渡航することの了承を得たうえで、以下に定める手続きをとらなければならない。

4-1. 海外渡航届の提出

学生は、海外渡航をしようとするときは、様式1-1海外渡航届をコース長へ提出しなければならない。コース長は、学生から当該届出があったときは、様式1-2海外渡航届出報告書により届出の内容を学長へ報告する。ただし、4-2に定める海外渡航申請を行う場合は、その申請をもって海外渡航届の提出に代えることができる。

4-2. 海外渡航申請

渡航先の国・地域について外務省が危険情報・感染症危険情報のいずれかレベル2以上を発出している場合は、以下の手続きにより、学長による海外渡航の許可を得なければならない。

4-2-1. 申請書類の提出

学生は表3に示す申請書類を、コースに提出する。ただし大学本部又はコースは、必要に応じて学生に追加資料の提出を求めることができる。

4-2-2. コースにおける1次審査

コースは、学生から4-2-1の申請がされた場合は、コース又はそれを設置する基盤機関で定める海外渡航に関するルール（以下、「基盤機関ガイドライン等」という。）に照らし、渡航の可否についての1次審査を行う。当該コース又はそれを設置する基盤機関において基盤機関ガイドライン等がない場合は、本ガイドラインに定める基準を参照して審査を行う。

1次審査で承認された場合、4-2-4に該当する場合を除き、コース長は様式2-2 1次審査報告書（兼）2次審査申請書に学生から提出された申請書類（4-2-1に示す書類）を添えて、渡航予定日の1か月前までに大学本部へ速やかに提出しなければならない。

4-2-3. 大学本部における2次審査

大学本部は、コース長から4-2-2の1次審査を通過した申請書類（4-2-1に示す書類及び様式2-2）が提出された場合は、本ガイドラインに定める基準に基づき、渡航の可否についての2次審査を行う。

2次審査で承認された場合、学長は様式4 海外渡航許可書を学生に交付する。許可に際して条件が付された場合、学生はその条件に従わなければならない。

4-2-4. コースへの2次審査の委任

学生からの申請が表4に該当する場合を除き、4-2-3の2次審査はコースへ委任する。なおこの場合、コースにおいて1次審査と2次審査を同時に行うことができるが、2次審査は本ガイドラインに定める基準に基づいて行われなければならない。

2次審査で承認された場合、コース長は、学長による海外渡航許可を専決し、様式4 海外渡航許可書を学生に交付する。許可に際して条件が付された場合、学生はその条件に従わなければならない。

コース長は、専決により学生の海外渡航許可を行った場合、様式5 海外渡航許可報告書により学長へその旨を報告しなければならない。

5. 海外渡航に係る学生の遵守事項

5-1. 渡航前

5-1-1. 情報の収集と渡航の可否についての判断

4. に定める海外渡航手続きで海外渡航が許可された場合においても、学生及び指導教員は渡航するまでの間、渡航先の情報を常に収集し、申請時より渡航先の状況が悪化した場合、あるいは状況が悪化することが見込まれる場合は、速やかに所属コースに申し出て改めて渡航の可否についての判断を求めなければならない。所属コースは基盤機関ガイドライン等及び本ガイドラインの判断基準をもとに渡航の可否を決定し、学生へ速やかに適切な指示をしなければならない。

学生は、渡航日の10日前までに海外渡航が可能となる条件がそろわない場合は、自ら渡航を中止又は延期しなければならない。学生は、渡航を中止・延期した場合は、所属コースへその旨を報告しなければならない。

5-1-2. 渡航の登録等の徹底

ア) 渡航の登録

日本国籍の学生は、渡航するまでに外務省海外安全情報配信サービス「たびレジ」に登録し、渡航期間が3か月以上にわたる場合は在留届を外務省へ提出しなければならない。また、渡航先の国・地域を所管する日本国の在外公館の連絡先を把握し、必要な時にすぐ連絡できるようにしておくよう努めなければならない。

外国籍の学生は、渡航するまでに国籍国における在留手続等を行わなければならない。また、渡航先の国・地域を所管する国籍国の在外公館の連絡先を把握し、必要な時にすぐ連絡できるようにしておくよう努めなければならない。この場合、当該学生の指導教員は、「たびレジ」の簡易登録などにより、学生の渡航先の情報が随時入手できるように努めなければならない。

イ) 海外旅行保険への加入

すべての学生は、外国籍の学生が国籍国へ帰国する場合を除き、渡航するまでに海外旅行保険へ加入しなければならない。当該保険の加入内容については、学生が自らの所属コースへ共有しなければならない。

（①SOKENDAI 研究派遣プログラム、②国際共同学位プログラムにおいては、加入手続きを大学本部が行う。）

ウ) 安全保障輸出管理について

学生は、外為法をはじめとする、国の法令・指針・通達並びに安全保障輸出管理に関して、学生の所属コースの機関が定める規則等を遵守し、渡航前に必ず、安全保障輸出管理担当部署（葉山においては研究協力係、それ以外の場合には各基盤機関で定める担当部署）へ相談の上、必要な手続きをしなければならない。

5-2. 現地滞在中

学生は、海外渡航期間が1ヶ月以上となる場合は、概ね30日経過毎に所属コースへ連絡し状況を報告しなければならない。

学生は、現地滞在中に滞在国・地域の状況が悪化した場合、あるいは状況が悪化することが見込まれる場合は、速やかに所属コースに申し出て、滞在継続の可否についての判断を求めなければならない。所属コースは基盤機関ガイドライン等及び本ガイドラインの判断基準をもとに滞在継続の可否を決定し、学生へ速やかに適切な指示をしなければならない。

5-3. 帰国後

学生は、帰国後速やかに、様式6 帰国報告書をコースに提出することにより、学長へ帰国の報告をしなければならない。

6. 海外渡航の中止・延期、途中帰国の指示

大学本部は、学生の渡航先の状況が悪化し、学生の生命・身体の危険が高まっていると判断した場合は、学生に渡航の中止・延期や途中帰国を指示することができる。学生は大学から当該指示を受けた場合は、指示内容に従って行動しなければならない。

7. 海外渡航する学生へのサポートについて

7-1. 危機管理サービスへの登録について

特段の事情がある場合を除き、大学の学生が大学の教育研究活動を行う事業により海外渡航する場合、大学本部が指定する危機管理サービスに登録しなければならない。

7-2. 帰国後の学生に対するケアについて

学生が事件・事故に巻き込まれた場合などは、学生がメンタルヘルス相談等を活用しやすくするなど柔軟な対応を行う。

8. 危機事象発生時の対応について

危機事象発生時の対応については、葉山本部総務課を窓口（以下、「危機管理担当窓口」という。）とし、別に定める手順（令和元年10月11日付け事務連絡「学生による事件・事故発生時の通報報告の手順について」）に従って行う。

学生は、自らが事件・事故に巻き込まれた場合は、当該地域を所管する在外公館のほか、指導教員、所属コース長、コース事務へ速やかに連絡しなければならない。学生や現地の受入機関等から事件・事故の連絡を受けた場合、コース長は危機管理担当窓口へ速やかに連絡しなければならない。

指導教員及び所属コース長は、学生からの定期的な連絡が途絶えた場合は、当該学生の安否確認を行わなければならない。安否が不明の場合、コース長は危機管理担当窓口へ速やかに連絡しなければならない。

その他、危機事象発生時の対応は、学生の所属コース事務、渡航する学生が利用する海外派遣プログラムの担当部署及び学務課が連携して、総務課の協力のもと行うものとする。

9. 海外渡航における危機管理の学生への啓発について

大学本部及びコースは、海外渡航中の危機管理に対する意識や情報収集の方法などについて、学生へ啓発しなければならない。

10. その他

その他、本ガイドラインの運用に必要な事項、各海外派遣プログラムにおける危機管理対応については、別に定める。

※学生の渡航が「学生が大学の教育研究活動として実施する海外渡航」に該当するか否かの判断は各コースで行う。

【表1：外務省危険情報に対する判断基準】

種 別	安全対策の目安（外務省）	総研大の判断基準	
		渡航の実施	滞在の継続
レベル1 十分注意 してください	当該国（地域）への渡航・滞中に当たって危険を避けるため特別な注意が必要であることを示すもの。	【十分な注意のもと、渡航を認める】	【十分な注意のもと、滞中の継続を認める】
レベル2 不要不急 の渡航は 止めてく ださい	当該国（地域）への渡航に関して、渡航の是非を含めた検討を慎重に行い、渡航する場合には、特別な注意を払い、十分な安全対策を講じる必要があることを示すもの。	【不要不急の渡航は認めない】 渡航が不要不急ではないとする十分な事由があり、現地の治安状況等を勘案して安全に渡航できると判断した場合に限り、渡航を認める。	【特別な注意のもと、滞中の継続を認める】 滞在地域の治安状況等を常に確認し、危険があると認められる場合は現地での活動を停止・中止する等の安全対策を講じること。
レベル3 渡航は止 めてくだ さい （渡航中 止勧	当該国（地域）への渡航は、どのような目的であれ中止を勧告するもの。また、現地に滞在している邦人に対しては退避の可能性の検討や準備を促すもの。	【原則として渡航を認めない】 どうしても渡航しなければならない特段の事由があり、かつ現地における十分な安全対策あるいは安全を確保できる	【不要不急の滞中の継続は認めない】 滞中を継続しなければならない十分な事由があり、滞在地域において安全が確保できる場合に限り、滞中の継続を認める。ただし、さ

告)		状況が確認できなければ、渡航は認めない。	らなる状況の悪化が見込まれる場合は速やかに退避すること。
レベル4 退避してください 渡航は止めてください (退避勧告)	当該国(地域)に滞在している全ての邦人に対して当該国(地域)から、安全な国(地域)への退避を勧告するもの。	【渡航を認めない】	【速やかに退避する】 滞在をただちに中止し、速やかに安全な国(地域)に退避すること。

上記の基準を目安に、外務省危険情報に掲載されている情報の詳細を勘案する。

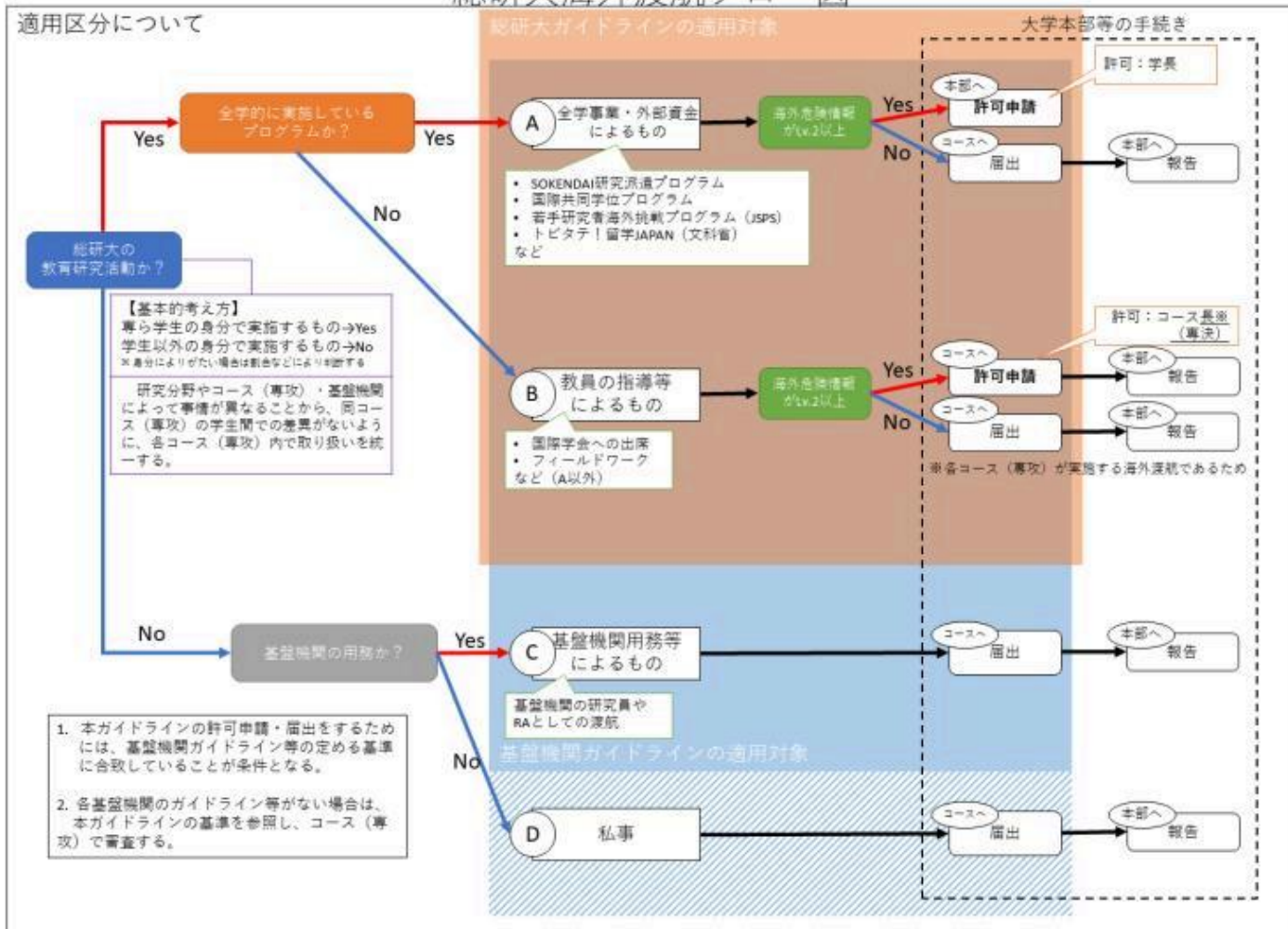
【表2：外務省感染症危険情報に対する判断基準】

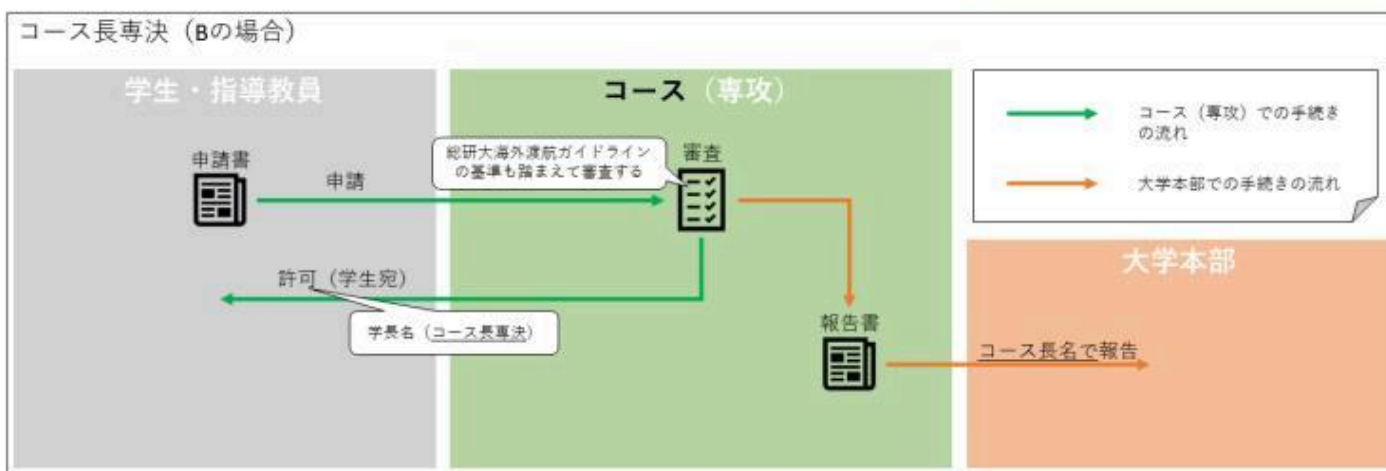
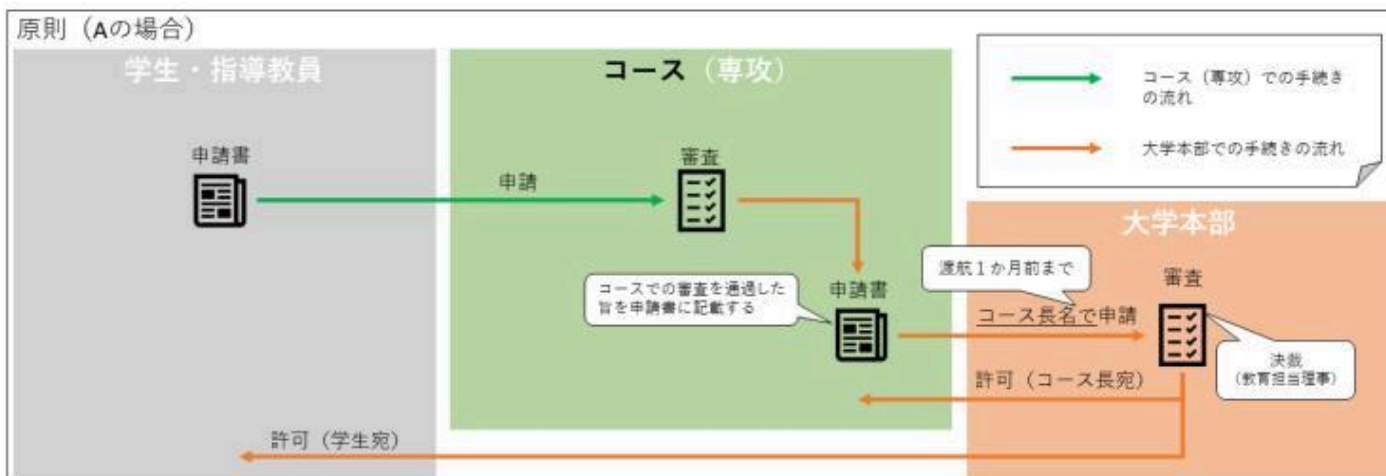
種 別	予防対策の目安(外務省)	総研大の判断基準	
		渡航の実施	滞在の継続
レベル1 十分注意してください	特定の感染症に対し、WHOの緊急委員会が開催され、渡航に危険が伴うと認められる場合等。	【十分な注意のもと、渡航を認める】	【十分な注意のもと、滞在の継続を認める】
レベル2 不要不急の渡航は止めてください	特定の感染症に対し、WHOが「国際的に懸念される公衆の保健上の緊急事態(PHEIC)」として認定する場合等。	【不要不急の渡航は認めない】 渡航が不要不急ではないとする十分な事由があり、現地での十分な感染症対策が確保され、安全に活動できると認められる場合に限り、渡航を認める。	【特別な注意のもと、滞在の継続を認める】 滞在地域の感染状況や出入国の状況を注視し、状況の悪化、又は域外への退避等ができなくなると見込まれる場合は滞在を中止すること。
レベル3 渡航は止めてください (渡航中止勧告)	特定の感染症に対し、WHOが「国際的に懸念される公衆の保健上の緊急事態(PHEIC)」として認定し、感染拡大防止のために防疫・渡航制限を認める場合等。	【原則として渡航を認めない】 どうしても渡航しなければならない特段の事由があり、かつ現地での感染状況・医療体制を勘案して安全に活動できると認められなければ、渡航は認めない。	【不要不急の滞在の継続は認めない】 滞在地域での十分な感染症対策が確保され、安全に活動できると認められなければ、現地での活動は認めない。さらなる状況の悪化が見込まれる場合は速やかに退避すること。
レベル4 退避してください 渡航は止めてください (退避勧告)	特定の感染症に対し、上記のレベル3と同等の場合であって、現地の医療体制の脆弱性が明白である場合等。	【渡航を認めない】	【速やかに退避する】 出入国制限の状況を確認し、退避可能であれば滞在を中止し、安全な国・地域へ速やかに退避すること。現地での活動は認めない。

上記の基準を目安に、外務省感染症危険情報に付記される感染症特有の注意事項(出入国できなくなる可能性等)や情報の詳細を勘案する。

【表3：申請書類】

書類名	備考
(様式2-1) 海外渡航申請書	





Form 1-1 海外渡航届

Form 1-2 海外渡航届出報告書

Form 2-1 海外渡航申請書

Form 2-2 1次審査報告書（兼）2次審査申請書

Form 3 基本誓約書F

Form 3 基本誓約書J

Form 4 海外渡航許可書

Form 5 海外渡航許可報告書

Form 6 帰国報告書